



鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 166 令和7年1月号

発行者

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

鶴見支部

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号

(鶴見商工会館2階)

電話 045-503-0017

FAX 045-505-3411

発行責任者

支部長 藤森拓也



賀正



年頭挨拶

(公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部長
JFE エンジニアリング横浜本社常務執行役員

藤森拓也

新年あけましておめでとうございます。

令和7年の春を迎え、会員事業場の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年は、当鶴見支部の事業運営に多大なご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。また、鶴見労働基準監督署をはじめ、関係官庁、災害防止関係諸団体、並びに役員事業場の皆様のご協力により、支部事業を滞りなく運営することができましたこと、心より御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、正月の能登半島地震に始まり、猛暑・台風・豪雨災害等多くの自然災害が発生しました。また、ウクライナや中東における紛争は依然として収束の兆しを見せず不安定な状況が続いており、エネルギー価格への影響はしばらく続くものと思われます。為替相場における円安傾向も長期化しており、コロナ後の人手不足感と相まって諸物価が高騰する厳しい状況が続いています。そのような中でも、大リーグの大谷選手やパリ五輪での日本選手団の活躍に胸を躍らせ、深夜・早朝まで声援を送った方もいらしたのではないのでしょうか。

労働災害に目を向けますと、今年度は第14次労働災害防止推進計画の2年目にあたり、鶴見労働基準監督署管内では休業4日以上死傷者数は11月末現在で277人、前年の同時期に比べ18人の増加ですが、新型コロナウイルス感染症の罹患者を除くと247名と、前年に比べ31名増加、さらに大変残念なことに死亡災害も2件発生しています。

労働災害防止の基本は、労働安全衛生関係法令の遵守にあります。先般導入された新たな化学物質規制など、法令改正への対応が求められるとともに、高年齢・女性・外国人労働者などの働き手の多様化、テレワークや副業・兼業といった働き方の多様化など、我々を取り巻く社会情勢は刻々と変化しており、それらの変化に対応した適切な安全衛生施策を講じなければなりません。

当支部では、本年も各種講習会・研修会・セミナーなどの事業活動を推進し、会員企業各位の労務安全衛生管理の向上を支援してまいり所存です。今後とも、鶴見労働基準監督署をはじめ各関係機関及び関係諸団体のご指導、ご支援、並びに会員事業場の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場のますますのご発展と皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年 頭 の ご 挨拶



鶴見労働基準監督署
署長
野々部 敦

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から鶴見労働基準監督署の行政運営にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

当署の昨年を振り返りますと、死亡災害が2件発生したことが非常に残念でした。休業4日以上労働災害は昨年11月末現在277件と前年同期比18件・6.9%の大幅な増加となっております。第14次労働災害防止計画期間中の死亡者数ゼロについては達成ができなくなり、死傷者数を5%以上減少させるという目標についても達成が困難な状況となっております。

本年は死亡者数ゼロを再び継続させるとともに、労働災害による死傷者数の減少を推進することが急務となっております。

昨年の死亡災害の事故の型は、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」でしたので、死亡災害を防止するためには法令を遵守することが重要になります。また、リスクアセスメントの実施等により、労働災害発生のリスクを低減させる必要があります。

昨年11月末現在の労働災害における事故の型は、「動作の反動・無理な動作」、「転倒」が全体の半数弱を占めておりますので、動作の反

動・無理な動作、転倒を防止することにより効率的に労働災害を減少させることができると考えられます。動作の反動・無理な動作による腰痛、転倒は高齢労働者によるものが比較的多いため、「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策等を行い安全な職場を目指してください。

新たに本年1月1日から労働安全衛生法関係の一部の手続である労働者死傷病報告などの電子申請が義務化されております。設置届などは義務化されておりましたが電子申請が可能です。電子申請をご利用いただくと時間や場所にとらわれずに手続きができますので、ぜひご利用ください。

また、働き方改革についてですが、昨年から時間外労働の上限規制が建設業、自動車運転者等に拡大されました。長時間労働に起因する脳心臓疾患、精神疾患のり患による労働災害を防止するためにも、時間外労働の削減が必要になります。労働時間の適正な管理が重要です。

当署では働き方改革を推進するため、当署支援班職員による個別訪問、説明会の開催など、働き方改革の実現に向けた支援策を講ずるとともに、しわ寄せ防止などにも引き続き取り組んでまいります。

最後になりましたが、神奈川労務安全衛生協会鶴見支部と会員事業場の益々のご発展と皆様方のご安全を祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和6年度「神奈川労務安全衛生大会」が行われる！

令和6年11月27日（水）横浜崎陽軒本店に於いて、「危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」と「推してます みんな笑顔の健康職場」をテーマに神奈川労務安全衛生大会が開催され、労務安全衛生功労賞の表彰が行われました。

当支部からは記載の2名の方が、当日会場において、神奈川労務安全衛生協会会長より表彰状及び記念品が授与されました。誠にありがとうございました。鶴見支部からも14名の方にご参加いただき、紙面をお借りし御礼申し上げます。大会後の懇親会にも表彰者を含め多数の方が参加され、盛況のうちに終了しました。

表彰者（順不同）

鈴木 建氏 太平洋製糖(株)
関 雅幸氏 (株)J-オイルが 横浜工場



労働基準監督署からのお知らせ

●事業者は、タイムカードやパソコンの使用時間の記録等、客観的な記録により労働者の労働日ごとの労働時間を把握する義務があります（労働安全衛生法第66条の8の3）

●「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間を適正に把握してください

●神奈川県最低賃金は令和6年10月1日より1162円です

(事業主のみさまへ)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること
- 【労働時間の考え方】**
 - 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
 - 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること
- 【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】**
 - 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら確認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
 - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づき措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行うこと
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超過して労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
 - 賃金台帳の適正な調製
 - 使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業主のみさま 労働者 **その時間 労働時間ですよ!**

労働基準監督署では、労働時間に関わるトラブルが増えているみたいだね。今回は、労働基準監督署に寄せられる問い合わせや相談内容と労働時間に関する考え方を紹介するね。

労働基準法の労働時間とは、「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」をいい、「労働」及び「労働時間」に該当するか否かは、「労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるもの」で、「労働契約、就業規則、労働協約等の定めのある」かにより決定されるべきものではない」とされています。

問い合わせ・相談内容の一例

「労働時間って何ですか？」

「それ、場合によっては労働時間ですよ！」

「残業代は出るんですか？」

「いいえ、ありません。」

「はい、いえません！」

～労働時間の考え方～

- × 通勤手帳 (IC) 記録
- × 通勤メールの返信
- × 作業票等の管理
- △ ラジオ体操
- △ 昼食
- △ 休憩
- △ 昇降機
- △ 昇降機
- △ 昇降機

※ Xは、業務と密接に関連するため労働時間となります。
△は、業務上の職務付け、就業規則での減給処分の対象となっている場合は労働時間となります。
△は、休憩の趣旨がない限り労働時間には該当しますが、その旨を勤怠記録にて明記する必要があります。できる限り、打刻＝始業・終業時刻となるように、労働時間を管理しましょう。

1734-0402
神奈川県労働局 **横浜北労働基準監督署** **Salamark**

↑神奈川県労働局 HP 内 横浜北労働基準監督署からのお知らせにアップされています

「労働時間」を適切に把握し、記録することが必要です。

いいですね、それ、労働基準法違反です!

賃金の計算において生じる労働時間の端数の取扱いについては、通知(昭和63年3月14日付け基発第150号・労発第47号)において、「1か月における除外的労働、休日労働及び深夜業の各々の時数との合計に1時未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる」とことは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認めるとの解釈を示しておりますが、1日ごとの時間外労働等について、端数を切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法第24条又は第37条違反となります。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日策定)において、「使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること」とされており、適正に記録する必要があります。

さらに、労働安全衛生法には、長時間労働者に対する面接指導を実施するため、事業者が労働者の労働時間の状況を把握し、記録し、保存することが明記されています。

◆労働時間の把握義務(労働安全衛生法第66条の8の3)

把握方法 変動的な方法その他の適切な方法 ー 記録の作成・保存(3年)

記録

- タイムカードによる記録
- パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録

例外

- 自己申告制による

※ 次のような場合は例外適用不可

- ・ 事業場外から社内移動へ移動可能で労働時間の状況が把握可能
- ・ タイムカード等のデータがある
- ・ 事業者の視覚による把握が可能

◆端数処理の考え方(A会社の労働者Bさんに係る2025年5月の労働時間実績より)

	打刻時間			労働時間		※の取扱いは、労働基準法第24条又は第37条違反!
	出勤	退勤	休憩	所定	時間外	
5月1日	8:30	19:23	1:30	8:30	1:33	※1時間45分とする(15分切捨)
2日	8:30	17:45	1:30	8:30	0:15	※0分とする(15分切捨)
3日	8:30	18:22	1:30	8:30	0:52	※45分とする(7分切捨)
...
31日	8:30	17:35	1:30	8:30	0:05	※0分とする(5分切捨)
5月分時間外労働時間(11:6時間超・1:24:40時間超)					71:31	※21時間30分として労務費支払 ※2時間として労務費発生

ひとつのまじりの紹介
横浜北労働基準監督署労働基準法相談センター 兼 横浜労働基準監督署安全衛生相談センター

特徴: すぐ対応していることで知られている
よく見ると自分でも知っている
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること

よく見ると自分でも知っている
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること
特徴: 大塚、大塚、大塚の上昇を期待すること

労働基準監督署からのお知らせ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます (令和7年1月1日施行)

※経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

報告事項の改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The screenshot shows the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. It is divided into several sections, with callouts 1 through 5 indicating the areas of change:

- ①**: Points to the '事業の種類' (Type of Business) section at the top.
- ②**: Points to the '被災者の職種' (Occupation of the Victim) section.
- ③**: Points to the '傷病名及び傷病部位' (Name of Injury/Disease and Part of Body Injured) section.
- ④**: Points to the '災害発生状況及び原因' (Circumstances and Cause of Disaster Occurrence) section, which is divided into five columns.
- ⑤**: Points to the '国籍・地域及び在留資格' (Nationality, Region, and Status of Residence) section at the bottom.

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト【労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用ください

The screenshot shows the '厚生労働省ポータルサイト' (Ministry of Health, Labour and Welfare Portal Site). The main heading is '労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス' (Input Support Service for Printing of Forms Related to Reporting and Application under the Labor Safety and Health Act). Below the heading, there are two buttons:

- 帳票作成メニューへ (電子申請を利用しない方はこちら) →
- 帳票作成メニューへ (電子申請を利用する方はこちら) →

こちらをご活用いただくことでスムーズに申請できます。

令和6年度【第75回】全国衛生週間鶴見地区推進大会

今年のスローガン：「推してます みんな笑顔の 健康職場」

令和6年度【第75回】全国衛生週間鶴見地区推進大会が、9月5日（木）に鶴見公会堂において総勢164名のご参加のもと開催されました。

神奈川労務安全衛生協会 鶴見支部 支部長の藤森 拓也様より開会の辞、各ご来賓からのご挨拶ご祝辞並びに、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分会 会長の不動田 昌弘様大会宣言の後、鶴見労働基準監督署第二方面主任監督官の田上 潤様より「衛生週間実施要領について」また、特別講演として、国立研究開発法人 海洋研究開発機構 安全衛生監理室 調査役の立田 学様より「有人潜水調査船 “しんかい 6500” と無人探査機 “かいこう” ～日本における大深度深海調査の始まり 30年前のオペレーションストーリー～」のご講演後、閉会の辞を神奈川県社会保険労務士会

理事・鶴見支部長の内藤 恵子氏様から賜り、令和6年度【第75回】全国衛生週間鶴見地区推進大会は無事閉会しました。



1	13:20-13:25	5分	開会の辞	(公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 支部長 JFEエンジニアリング横浜本社 常務執行役員 藤森 拓也氏
2	13:25-13:30	5分	挨拶	鶴見労働基準監督署 署長 野々部 敦氏
3	13:30-13:35	5分	祝辞	横浜市鶴見区 区長 渋谷 治雄氏
4	13:35-13:40	5分		鶴見区工業会 会長 寺嶋 之朗氏
5	13:40-13:45	5分		鶴見区医師会 会長 宮下 裕子氏
6	13:45-13:50	5分	大会宣言	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分会 分会長 不動田 昌弘氏
7	13:50-14:00	10分	休憩	
8	14:00-14:30	30分	衛生週間実施要領について	鶴見労働基準監督署 第二方面主任監督官 田上 潤氏
9	14:30-14:40	10分	休憩	
10	14:40-16:10	90分	特別講演	有人潜水調査船「しんかい6500」と無人探査機「かいこう」 ～日本における大深度深海調査の始まり 30年前のオペレーションストーリー～ (JAMSTEC)国立研究開発法人 海洋研究開発機構 安全衛生監理室 調査役 立田 学氏
11	16:10-16:15	5分	閉会の辞	神奈川県社会保険労務士会 理事・鶴見支部長 内藤 恵子氏

令和6年度経営首脳者労務安全衛生セミナー開催される！

11月29日（金）キリンビール(株)横浜工場において、令和6年度「経営首脳者労務安全衛生セミナー」が開催されました。今回は23名の方々に受講いただきました。本セミナーは神奈川労働局・鶴見労働基準監督署のご後援を賜り、鶴見管内の災害防止団体との共催により毎年開催される事業です。

始めに支部長代理の JFE エンジニアリング(株)横浜本社 安全環境部長の嶋崎様より開会の辞を頂き、引き続いて鶴見労働基準監督署署長の野々部様、(公社)神奈川労務安全衛生協会部長の法元様よりご挨拶を頂きました。次に神奈川労働局労働基準部部長の池内様より「労働行政を取り巻く情勢と神奈川労働局の取組等」のテーマで懇切丁寧に諸施策のご説明を頂きました。

さらに、特別講演では“最近のパワー・ハラスメント事情”と題しまして神奈川労働センター労働相談課の遠藤様より「ハラスメントのない職場づくり」についてご講演頂きました。本セミナーの趣旨にも合致した、大変参考になるお話を頂き、

参加された経営首脳者の皆様にも非常に参考になったと思います。

最後に副支部長の AGC (株)横浜テクニカルセンター環境安全部長の深野様より閉会の辞を頂き、閉会となりました。

当支部では次年度以降も労働行政推進の一助として、本セミナーの開催を継続してまいりますので関係各位の益々のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い致します。





謹賀新年



「今年もやります! 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

令和7年元旦

役員事業場一同

A G C (株) AGC横浜テクニカルセンター	(株)京三製作所	JEFエンジニアリング(株)
麒麟ビール(株)横浜工場	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所	AGC横浜テクニカルセンター 安全衛生協力会
(株)京浜マリン製作所	(株)J-オイルミルズ横浜工場	J & T 環境 (株)
東亜合成(株)横浜工場	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所 安全衛生協力会	太平洋製糖 (株)
(株)京浜コーポレーション	東洋製罐(株)テクニカルセンター 横浜工場	保土谷化学工業(株) 横浜工場
三菱ケミカル(株) 鶴見工場	森永製菓(株)鶴見工場	ジャパンマリンユナイテッド(株) 横浜事業所 鶴見工場
ジャパンマリンユナイテッド 横浜協力会		



鶴見地域産業保健センター

<小規模事業場向けサービスの内容>

支援は全て無料です!

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご利用ください。

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) 神奈川県産保で検索

鶴見地域産業保健センター
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-4-22
医師会内
Tel 045-521-2738 fax 045-521-2738
turumi-sanpo@sky.bbexcite.jp

神奈川県産業保健総合支援センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1
第6安田ビル3階
Tel 045-410-1160 fax 045-410-1161

独立行政法人
労働者健康安全機構

新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っております。近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411